



●黒埼商工会 新年会 を開催しました

新年恒例の商工会新年会を1月25日(水)午後6時から木場の割烹勇吉で開催しました。当日は85名が参加し、新年を祝いました。

初めに横山商工会長が新年の挨拶を行い、眞島西区長、青木県議会議員、日本政策金融公庫の田澤新潟支店長より来賓の祝辞をいただきました。来賓紹介の後、当日出席した新会員の皆さんから自己紹介をいただき、永井市議会議員の乾杯の発声で宴会がスタートしました。歓談の後、午後8時30分に地元金融団を代表して新潟信用金庫寺地支店の星田支店長が中締めを行い、閉会いたしました。



●年末大売り出しの抽選を行いました

商業部会では平成28年12月10日から31日にかけて年末大売り出しを実施しました。

25店舗が加盟し、期間中500円以上のお買物・サービスの利用で応募券をお客様に進呈しました。

お客様は応募券に必要事項を記入し、加盟店の応募箱に投函。1月10日に商工会館で抽選会を行いました。

3,333枚の応募が有り、1等10,000円分の商品券など、40本を抽選し、当選者に賞品を発送しました。



●黒埼商工会 商品券 取扱店を募集しています



黒埼商工会では商工貯蓄共済満期更新の特典として「黒埼商工会 商品券」を契約者に進呈しています。この商品券が使用できる取扱店を現在も募集しています。取扱店申込みについての詳しい内容は黒埼商工会事務局までお問合せ下さい。

●決算・申告個別相談会のご案内

所得税・消費税の確定申告が始まります。所得税については3月15日(水)、個人事業者の消費税については3月31日(金)が申告期限となっております。確定申告の準備、申告はお早目をお願いします。商工会では、講師をお迎えして個別相談会を開催します。正しく申告いただくため、この機会をご利用下さい。

日時 2月21日(火)、28日(火)午前10時～午後3時(正午～午後1時除く)
3月 7日(火)、14日(火) //

会場 黒埼商工会 相談室

講師 公認会計士 中山 幸夫 氏

※予約制で実施いたしますので、相談希望の方は予め事務局にお申込みください。



●確定申告時における本人確認(マイナンバー)について

個人事業主等が確定申告書を税務署に提出する場合、窓口でマイナンバー(本人分)の本人確認が行われます。

※本人が申告書等を窓口で提出する場合、「マイナンバーカード」又は「通知カードと運転免許証等」を持参する必要があります。

※代理者が提出する場合・郵送で提出する場合、「マイナンバーカードの表、裏のコピー」又は「通知カードと運転免許証等のコピー」を添付する必要があります。

●お花講習会 を行っています（女性部）

黒埼商工会女性部では、講師に小原流の宮川先生を招いて、お花講習会を行っています。

12月21日(水)午後7時からの講習会では正月用の生け花を行いました。
次回の講習会は3月に予定しています。



●<新潟県新潟労働相談所からのお知らせ>

○労働者、事業主を問わず、労働に関する問題でお困りの方は、
労働相談専用電話 0250-23-6110へお電話ください。
(相談は無料・秘密は固く守られます)

○来場相談をご希望の方は、下記の所在地にお越しください。
新潟市秋葉区新津4524-1 新潟地域振興局1階(企画振興部労政課内)
JR新津駅から徒歩約20分、無料駐車場あり

○相談内容：
(労働者側)「賃金・残業代が支払われない」「突然解雇を告げられた」
「退職を認めてくれない」など
(事業主側)「対応に困っている社員がいる」「初めて組合から団体交渉を申し込まれた」など

○相談時間 月曜～金曜(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分
第三日曜 午後1時～午後5時15分(電話相談のみ)



●最低賃金引上げ支援(中小企業向け)業務改善助成金について(厚生労働省制度)

業務改善助成金とは、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの一部を助成する制度です。制度の拡充により、最低賃金の引上げ額が異なる5つのコースから選べるようになりました。(助成金の上限50万円～200万円 生産要件を満たした場合には、助成率が加算されます。)

詳しくは別紙チラシまたはホームページをご覧ください。 URL <http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

●新潟県の産業別最低賃金について

新潟県の産業別最低賃金が改正されています。

最低賃金	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金 (新潟県で働くすべての労働者に適用されます！)	753円	平成28年10月1日
新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	852円	平成28年12月24日
新潟県各種商品小売業最低賃金	800円	平成28年12月18日
新潟県自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業最低賃金	859円	平成28年12月31日

(最低賃金に関するお問合せ先)

新潟労働局賃金室(電話025-288-3504)又は最寄りの労働基準監督署まで